

戸籍証明書等の請求が便利になりました

戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付が始まり、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍全部事項証明書（謄本）を請求できるようになりました。また、婚姻届や転籍届等の届書への戸籍全部事項証明書（謄本）の添付は原則不要となりました。

戸籍証明書等の広域交付とは

【どこでも】

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

【まとめて】

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

<注意事項>

- ・コンピュータ化されていない等、一部の戸籍証明書は請求できません。
- ・一部事項証明書、個人事項証明書（抄本）は請求できません。
- ・戸籍の附票、独身証明書、身分証明書、廃棄済証明書は広域交付の対象外ですので、従来どおり本籍地の市区町村へ直接ご請求ください。

広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

- ・本人
- ・配偶者
- ・父母、祖父母など（直系尊属）
- ・子・孫など（直系卑属）

<注意事項>

- ・婚姻等で父母の戸籍から除籍されたきょうだいの戸籍証明書等は請求できません。
- ・委任状（代理人）や郵送による請求はできません。

必要な持ち物

- ・マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等の官公署発行の顔写真付きの本人確認書類
- ・手数料（下表「広域交付の戸籍証明書等の種類及び手数料」をご参照ください）

<注意事項>

- ・本人確認書類に記載されている住所や氏名が最新の情報でない場合は請求できません。
- ・本人確認を厳格に行うため、健康保険証や年金手帳などの複数書類を提示していただく方法で請求することはできません。官公署発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は本籍地の市区町村へ直接ご請求ください。

発行窓口

越生町役場 町民課

受付時間

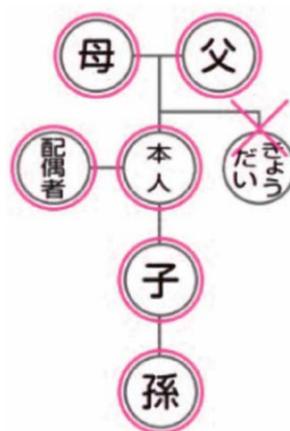
月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
*土曜開庁では広域交付の取り扱いはありません。

<注意事項>

- ・複数の戸籍証明書を請求する場合や他市区町村に照会が必要な場合は、時間を要しますので、余裕をもってご来庁ください。
- ・本籍地や他市区町村の状況によっては発行できない場合があります。
- ・システムメンテナンス等により、システムが稼働できない場合は、発行できません。

■広域交付の戸籍証明書等の種類及び手数料

証明書等の種類	手数料
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	450円
除籍全部事項証明書（除籍謄本）	750円
改製原戸籍謄本	750円



☎町民課 住民担当 ☎内線124・125

人間ドック・脳ドック・併診ドック補助制度をご利用ください

越生町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の健康増進、疾病予防及び疾病の早期発見・早期治療の推進を図るため、人間ドック・脳ドック・併診ドック検査費用の一部を助成しています。

補助対象者

- ・越生町国民健康保険被保険者で、検査日当日30歳以上の方
- ・後期高齢者医療被保険者で、越生町内に住所を有する方

※どちらも町税や保険料の未納がないことが条件になります。

補助金額

種類	補助率	限度額 (千円未満切り捨て)
人間ドック・脳ドック	検査料の3分の2	25,000円
併診ドック (人間ドック・脳ドック)		30,000円

※補助を受けられるのは、同年度内（4月から翌年3月）に人間ドック、脳ドックもしくは併診ドックのいずれか1回限りです。

申請方法

【指定医療機関で検査する場合（埼玉医科大学病院予防医学センター・埼玉成恵会病院・小川赤十字病院）】

- ①自身で人間ドック等の予約
- ②町民課窓口で助成券の申請

必要なもの：国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証

本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

- ③助成券を持参し、人間ドック等を受診

【指定医療機関以外で検査する場合】

- ①自身で人間ドック等の予約をし、受診
- ②検査結果が出た後に、町民課窓口で申請

必要なもの：○領収書○受診結果報告書○国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証

○本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

○補助金の振込先口座がわかるもの（通帳等）

☎町民課 国保年金担当 ☎内線121・122・123

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が開始されます

■森林環境税とは

森林には国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止など様々な機能があります。これらの機能を十分に発揮させるため、整備に必要な財源を確保することを目的に創設されました。

森林環境税の税収は、森林環境譲与税として国から都道府県・市町村に譲与され、森林整備の促進に活用されます。

■課税される人や金額

国内に住所のある個人に対して1人あたり年額1,000円が、個人町・県民税均等割と併せて課税されます。

■町・県民税均等割および森林環境税の額

		令和5年度まで	令和6年度から
国 税	森林環境税	—	1,000円
県民税	個人住民税均等割	1,500円※	1,000円
町民税		3,500円※	3,000円
計		5,000円	5,000円

※個人住民税の均等割には、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度まで県民税分・町民税分が500円ずつ、あわせて1,000円加算されていました。

■森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税は、間伐などの森林整備と木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされています。詳しくは越生町ホームページをご覧ください。

☎税務課課税担当 ☎内線133